

ことです。

○ 大山委員

年金に関する税制は、先ほど部会長がまとめられた件なのですけれども、税制改革の方で、いわゆる総合課税化とか累進税率を強化をすることの方向性が出れば、ここで議論されている高齢者でも多様な収入があるということに関連することについて、解決する部分もあるわけです。その部分について明確なものが出てこない段階で、中期的に年金制度をどうしようか議論する場合には、報酬比例部分は保険料ですから違うと思いますけれども、私は当然基礎年金部分については、いわゆる年金の給付をどうするのかということがこの議論になると思うんです。

もし税制の改革の問題に関して、ここが年金の控除の問題も含めて議論できるとなれば、当然税制改革の方に対して総合課税の問題だとか、累進課税の問題について、ここで私たち自身もどういうふうを考えるのかということ議論をする必要があると思いますけれども。

○ 宮島部会長

それは私もそう思っています。先ほど杉山委員から、消費税を引き上げるならば、教育とか育児に関する方は、消費税でもう少しきちんと取り扱いをしろという意見がございましたから。もちろん、一応各種審議会にはそれぞれの縄張りがあるのかと思いますが、私はあまりそれを気にしておりませんで、必要なことは議論をすると。ただし、我々には一体、意思表示する場があるかどうかは別にして、私はなるべくそういう場は作るですし、それは厚生労働大臣から言ってもらえることもあるかと思っています。

税制について、税調など向こうのフレームワークが決まるのを待って、というのは私はおかしいと思います。むしろ、今後並行して進めていく重要な議題になるのだろうと思います。

それから、先ほど堀委員からも少しご指摘がありましたように、私も実はもう一つ、今回の議論でお聞きしたいことがございまして、例えば負担可能性とか、そういった時に、実際問題としては、定額保険料の場合には徴収可能かどうかという問題にかかわってくることで、金額の大小よりもそういう徴収制度そのものがうまく機能するかどうかということがかなり重要な点であることは言うまでもないことでございます。そういう意味で言えば、今のところまだはっきりしておりませんが、多分次回、次々回ぐらいに、今度は年金制度全体の体系の話の中で議論していただきたいと考えております。ドイツですとかスウェーデンのものを読みますと、保険料の徴収制度にほとんど問題がないと書いてあるのですよ

ね。いわゆる第1号に当たる人を、スウェーデンではいっぺんに所得比例年金に変えてしまうわけですが、だから、もちろん財源の問題があるという話と同時に、その辺のところは、仕組み、制度があり、それを支える行政ですとか徴収体制ですとか、その実態がどうなっているかというようなことも同時に考えないと、まさにフィージブルな制度改革などの議論は非常に難しいということがありますので、これらについても、あまり聖域を設けずに議論したいというように考えております。

時間の方が、大体概ね予定された時間に近づきましたが、まだ若干何かご意見あれば。

○ 神代部会長代理

資料1-3の3ページの「公的年金等控除」の図がありますが、横軸は給与所得だけですか。

○ 榮畑年金課長

横軸は年金収入と給与収入です。

○ 神代部会長代理

年金と給与だけ。その他のは入ってないわけですか。これに対応した所得分布というのは出るのですか。

○ 榮畑年金課長

お尋ねのご趣旨ですが、年金受給者の年金額に応じた分布とか給与収入者の給与額に応じた分布ということをございますか。

○ 神代部会長代理

はい。

○ 榮畑年金課長

それは少なくとも年金ならそういう分布はございますし、給与も恐らくあると思います。

○ 神代部会長代理

あったら欲しいんですが。

○ 宮島部会長

この表はもちろん公的年金だけで何万円、給与だけ何万円ということですね。ただ、今のデータの話ですが、年金なら年金だけの方はわかるかもしれないけれども、他の所得と合わせた、そういうデータがあるかといったら、例えば国民生活基礎調査などのデータとか、税制のデータでいくと申告所得税についてだけはわかるのですよね、ある程度は。だけど、ほかに一緒になった分布みたいな話はなかなかわからない。

○ 吉武審議官

給与所得は別になっていますから、社会保険庁で源泉徴収やっていますけど、こちらは公的年金収入だけでやっていますから、両方ミックスしたのは非常に難しい。

○ 榮畑年金課長

確かに今、部会長が仰る、総合的にと言われますと、年金なら年金、給与なら給与というのはございますけれども、全体となるとそこは少し考えさせていただければと思っております。

○ 宮島部会長

多少時間がかかっても、家計調査とか国民生活基礎調査、申告所得税の実態というのがありますから、いくつか他の所得と合わせたのを見られるものを少しそちらでも考えてください。厚生労働省の人は厚生労働省の統計の個票を使えるのですか。我々、整理されたものは見られるけれども、個票はなかなか見せてくれないのだけれども。

○ 福井総務課長

神代代理のお話の件につきましても、部会長から今いろいろお話があった点につきましても、今の時点でどうだということは申し上げられませんが、いろいろ探すなりして、可能な限り努力をさせていただきます。

○ 宮島部会長

それは私と神代委員の方でも責任は持てませんが、できるだけ努力はさせていただきたいと思えます。

それでは、本日二つテーマが分かれていて、一緒にやったのがあまり良くなかったのかもしれないですが、一応今日の議論はこれで終わりにさせていただきます。これからさらに、当面まだ議論していただく問題が少し山積しておりまして、できれば秋口にはいったんこれまで議論していただきました点、論点整理を行いたいと考えております。もちろんこれまでのいろんな議論の中で、特に新人口推計をどう受けとめるか、先ほど出てきた少子化対策の問題あり、雇用の問題あり、今の税制の問題あり、おそらく財政の問題、そういうことも背景に置きながら、あと大きく残っている点と言いますか、これは一つは年金制度の全体の体系、先ほど若杉委員からお話がありましたような、公的年金と私的年金との関係ですとか、公的年金の中の仕組みの問題というのが一つ残っていると思えます。

それから、おそらく一般の関心がもう少し高いのかもしれませんが、給付と負担との関係をどのように考えるかということがまだ残っておりまして、そういう議論をできるだけ夏前には済ませておきたいと思えます。もちろんそこで結論を出すわけではなくて、いろんな論点を出していただくということが主体でございます。

これからの日程ですとか、テーマにつきまして、私はおおよそこんなようなことを考えておりますけれども、事務局の方からございますか。

○ 福井総務課長

ただいま部会長から、次回、次々回ということになるかと思いますが、一つは、年金制度の体系、仕組みということでございましょうか、それから給付と負担の関係の基本的な在り方ということについてのご議論、というお話があったわけでございます。私ども、部会長あるいは部会長代理ともよく連絡調整をさせていただきながら進めたいと思っておりますが、次回以降の点につきまして少し申し上げますと、私どもの希望といたしましては、八月はこの部会はお休みということにさせていただいて、大変恐縮ですが、来月でございますけれども、七月には、二回ほどこの部会を開催をさせていただければと思っております。したがって、七月の二回ということで申し上げますと、今回は先ほど部会長からお話のございました年金制度の体系、給付と負担の基本的な在り方、この二つテーマにつきまして、一括して、私ども事務局から、これは少しお時間をちょうだいすることになるかと思いますが、資料を提出をさせていただきまして、ご説明をさせていただく。そして、七月の次々回につきましては、委員の皆様方に、大変恐縮でございますが、ご意見、ご主張をペーパーなりでご提出をいただきましてご議論をしていただければと考えております。

今日、冒頭、部会長からもお話があったわけでございますが、私ども事務局といたしましては、例えば資料の作成、論点をお示しをするといったことにつきまして、可能な限り努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。繰り返しになりますが、本日お求めの資料につきましても、可能な限り努力をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○ 宮島部会長

前回、今回とやや本格的な詰めに入ってきたわけでありまして、論点は行きつ戻りつになりますので、同じことをテーマを変えてやっているところもあったりして、つまり論点はそれなりに明確であると思いますが、切り口を少し変えながら議論をしてみたいと思います。特にこれからは少し外国の制度改革の話なども丁寧に取り上げながら議論をしていきたいと思っております。

それでは今日はこれで終わりにいたしますが、あと七月になると思いますが、次回、次々回ということで二回あるということですので、その日程調整、細かいことにつきまして

は、事務局からそれぞれご案内と調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(以上)